

|    |                    |                       |
|----|--------------------|-----------------------|
| 制定 | 平成 9 年 3 月 1 9 日   | 平成 09・03・17 資庁第 1 号   |
| 改正 | 平成 1 2 年 6 月 2 9 日 | 平成 12・04・26 資庁第 1 号   |
| 改正 | 平成 1 3 年 7 月 1 1 日 | 平成 13・06・29 資庁第 1 7 号 |
| 改正 | 平成 2 9 年 2 月 2 2 日 | 20170207 資庁第 6 号      |
| 改正 | 令和 6 年 7 月 2 日     | 20240625 資庁第 2 号      |

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 1 1 号）の運用及び解釈の基準について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の全部を改正する省令の施行に当たって、別添のとおり運用及び解釈の基準について定める。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈について

第13条（書面等の記載事項）関係

1. 第5号中「価格の算定方法」とは、どれだけの量の液化石油ガスを使用した場合に、どれだけの価格を請求されるか、その価格の計算方法（例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量＋設備料金」等）のことである。なお、液化石油ガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、液化石油ガス料金の額の算定方法について記載する必要がある。ただし、この場合において、セット販売による割引が液化石油ガス料金と他の商品や役務の料金との合計額に適用されるなど、割引額の液化石油ガス料金への配分金額を明示することができないときは、これを記載する必要まではない。

「算定の基礎となる項目」とは、規則第16条第15号の7に規定する消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用等、計算の基礎となる金額に相応する項目のこと（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：1 m<sup>3</sup>当たり〇〇円、設備料金：〇〇円等）。

なお、例えば戸建て（建物所有者と一般消費者等が同一である場合）において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、消費設備に係る配管、給湯設備その他の建物に付随する消費設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、第8号に基づき別途記載してもよい。

「算定の基礎となる項目についての内容の説明」とは、基本料金・従量料金・設備料金にはどのような費用が含まれるか（例えば、基本料金は、ボンベ・メーター等の固定費を回収するものである等）についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。

2. 第6号中「所有関係」とは、消費設備・供給設備の所有権を（各々の設備毎に）誰が（販売事業者か一般消費者等か）有しているかについての記載のこと。

ここでの記載は、販売事業者と一般消費者等の間で、設備の所有について認識に齟齬を来さないよう、注意的に記載するものである。したがって、販売事業者が所有していない設備について、書面上、販売事業者が所有している旨記載しても、真実の記載にはならず、その設備の所有権が販売事業者に発生する訳でないことは当然である。

なお、賃貸住宅の場合等、設備を消費者が所有するのか、家主が所有するのか不明確な場合等も考えられるが、記載については、「販売事業者」「お客様」等、所有権が販売事業者側・消費者側いずれにあるか分かる程度の内容で差し支えない。

また、所有関係を記載する際には、消費設備に係る配管等家屋に敷設されている設備については、設備設置費用を販売事業者が負担したという理由や、法第14条の書面を交付する際に、設備を販売事業者の所有として賃貸契約を締結したという理由をもって、所有権が販売事業者に帰属する訳ではないことに留意することが必要である。

3. 第8号中「当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法」とは、一般消費者等が支払うべき具体的な利用料について、月毎、或いは年毎に一定額を支払うのか等を含め、契約解除までに、いつ、どれだけの額を支払う必要があるのかを記載すること。

4. 第9号の規定は、規則第16条第17号に関連する規定である。同号においては、「一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があった場合において、消費設備に係る配管であって販売事業者が所有する者については、……適正な対価で一般消費者等に所有権を移転すること」とされているが、その際の移転対価を書面に記載する旨定めたものである。

第9号中「精算額の計算方法」とは、精算額として、一般消費者等が支払うべき額が明確に分かるように記載せよ（契約解除がいつであれば、精算額が幾らということが分かるように）との趣旨である。

なお、「精算額の計算方法」には、例えば、税法上の減価償却の方法と同様に、残存価格と精算額が一致するように行う方法、その他正当と認められる複数の方法が考えられるが、当該配管の設置費用、設置後の経過年数等を基に、説明可能な適正な方法であれば良く、計算方法の具体的内容について規制を行うものではない。

## 第16条（販売の方法の基準）関係

1. 第11号の規定は、液化石油ガス販売事業者が消費設備を所有する場合について定めた規定である。一般消費者等に確認することとは、法第14条の書面に記載された消費設備の所有関係を一般消費者等に説明の上、当該書面に一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により、一般消費者等に確認を行うことが必要である。

なお、この規定は、消費設備の所有権が販売事業者にある場合に限っての規定であり、その場合に、販売事業者と一般消費者等の間で、消費設備の所有について認識に齟齬を来さないよう、注意的に確認することを液石法上の義務として定めているものである。したがって、本来、販売事業者が所有していない消費設備について、販売事業者が所有している旨確認しても、その設備の所有権が販売事業者に発生する訳でないことは当然である。

2. 第15号の2中「液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合」とは、主に賃貸集合住宅の場合のこと。第15号の3、第15号の5及び第15号の9において同じ。

本規定は、一般消費者等と賃貸集合住宅の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、賃貸集合住宅の所有者や管理会社等を通じて、当該賃貸集合住宅の液化石油ガスの供給に係る料金表等が一般消費者等に対して提示されるようにすることを液化石油ガス販売事業者の努力義務としている一方で、一般消費者等から直接当該賃貸集合住宅の液化石油ガス料金の情報提供等の要請があった場合は、液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示することを義務づけるものである。

3. 第15号の4中「液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合」とは、主に戸建て（一般消費者等が所有する物件）の場合のこと。第15号の6において同じ。

4. 第15号の7に基づき、一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用（以下「液化石油ガス料金等」という。）を請求するときには、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その算定根拠を当該一般消費者等に通知することとされているが（基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制）、ここでいう算定根拠には、法第14条に基づき当該一般消費者等に交付した書面に記載されている規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目」ごとの金額及び液化石油ガスの使用量並びに同条第8号に定める消費設備に係る費用の額を記載すること。

一般消費者等に対する算定根拠の通知は、当該一般消費者等に液化石油ガス料金等を請求するご

とに通知する必要がある。

また、一般消費者等に算定根拠を通知する方法については、原則として請求書等の書面等に記載して通知することとするが、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、当該承諾した方法（口頭による通知は除く）により通知することとする。なお、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、液化石油ガス販売事業者は、その旨を記載した書面等に当該一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により確認を行うことが必要である。

5. 第15号の8中「消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外」とは、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用のこと。ここでいう「消費設備」とは、法第2条第5項に基づく「液化石油ガスに係る消費のための設備」であり、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用は、液化石油ガス料金等に含めて請求してはならない。

6. 第15号の9のただし書きにある「消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合」とは、規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目についての内容の説明」で明記した上で、主にガス漏れ警報器の貸与料金を液化石油ガス料金等に含めて請求する場合等が該当する。

7. 第15号の10中「解除の申し出」とは、一般消費者等（契約の当事者）から、契約の当事者である液化石油ガス販売事業者に対してなされる、契約を解除する旨の明確な伝達のこと。この規定は、本来、供給設備の撤去は、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者が行うべきものであり、撤去のための準備期間が必要であることから、解除の申し出があってから相当期間を経過しないうちに、他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を撤去することを禁止するものである。

「相当期間」については、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者の業務状況や一般消費者等との間の液化石油ガス料金等の精算手続のために必要な期間等を総合的に勘案し、原則として一週間を基準とする。ただし、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、第16号のただし書に定める事項に該当する事由がある場合には、第15号の10中の「相当期間」は、上記基準にかかわらず、設置されている供給設備の規模や設置状況、一般消費者等による料金の精算状況等を総合的に勘案して個別に判断することとなる。したがって、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、第16号のただし書に定める事項に該当する事由が解消していないにもかかわらず、他の液化石油ガス販売事業者が自らの判断により供給設備を一方的に撤去した場合には、第15号の10の規定に違反することになる。

なお、自らの判断により相当期間を経過したことをもって、他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を一方的に撤去した場合には、供給設備を所有する事業者との間で、契約の解除を申し出た一般消費者等を巻き込んだトラブルに発展することがあり得ることから、こうした事態を避けるため、供給設備の撤去については、液化石油ガス販売事業者間で事前に十分な調整を行うことが必要である。

8. 第16号中「遅滞なく」とは、一般消費者等（契約の当事者）から要求があった場合には、その後、事情の許す限り最も早くとのことであり、当該販売事業者の業務状況に鑑み、合理的な期間内で撤去を行うべきとの趣旨である。具体的には、当該販売事業者は、原則として一週間以内にその所有する供給設備を撤去すべきである。

なお、切替工事の日程等新旧販売事業者間で調整が必要な場合には、すみやかに調整を行い解決を図るべきである。

また、遅滞なく撤去することとの規定であり、〇月〇日〇時に撤去せよとの請求権を一般消費者

等に付与するものではなく、合理的な期間内での撤去を定めているものである。

同号中「撤去すること」とは、当該販売事業者に撤去義務を課しているだけであって当該販売事業者に撤去する権利を付与するものではない。

ただし書に定める事項として、「撤去が著しく困難である場合」とは、いわゆる小規模導管供給の場合（集合住宅への供給も含む）、業務用への供給の場合（相当規模のもの）、バルク供給による場合等、物理的に撤去が困難である場合を言う。

同号中「その他正当な事由」に該当するケースとしては、契約解除の際に精算されるべき精算額（未徴収のガス代、設備貸与料金等を含めた精算額）の支払いと供給設備の撤去は同時に履行するとの契約条項がある場合、一般消費者等が料金（未徴収のガス代、設備貸与料金等）の支払いを不当に遅らせている場合等が該当する。

なお、一般消費者等から契約の解除の申し出があつたにもかかわらず、当該一般消費者等に契約の継続を求めることなどを目的に、供給設備の撤去に係る手続を遅延することは、同号のただし書に定める「撤去が著しく困難である場合その他正当な事由」に該当しないことは当然であり、このことをもって供給設備を遅滞なく撤去しなかった場合には、同号の規定に違反することになる。

9. 第17号中「適正な対価」とは、規則13条9号に定める精算額の計算方法によることであり、その計算方法は、各販売事業者が決めるべきものであるが、当該配管の設置費用、設置後の経過年数等を基に、説明可能な適正な方法によること。

同号中「当該一般消費者等が別段の意思表示をする場合その他やむを得ない事情がある場合」とは、当該一般消費者等（契約の当事者）が当該配管の所有権の移転を望まない旨の明確な意思を示す場合等が含まれる。

なお、当該一般消費者等が賃貸住宅に居住するなど、当該一般消費者等と家屋所有者が異なる場合においては、所有権は当該家屋所有者に移転することとなる。この場合において、当該家屋所有者が所有権の移転を望まない旨の明確な意思を示す場合（当該家屋所有者が、当該配管の所有権が自己に移転することは望まないものの、当該一般消費者等に移転することを認める場合を除く）は、上記「やむを得ない事情がある場合」に含まれる。

なお、この規定は、あくまで、消費設備に係る配管の所有権が販売事業者にある場合について定めた規定である。したがって、販売事業者が消費設備に係る配管を所有していない場合に、当該一般消費者等に当該配管に係る費用を請求できないことは当然である。

附 則（平成9年3月19日付け 平成09・03・17 資庁第1号）

この通達は「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の全部を改正する省令の施行の日から適用する。

附 則（平成13年7月11日付け 平成13・06・29 資庁第17号）

この通達は平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成29年2月22日付け 20170207 資庁第6号）

この通達は平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和6年7月2日付け 20240625 資庁第2号）

この通達は令和6年7月2日から施行する。